

入札案内書

- 入札には個人、法人、複数人(共有名義)のいずれの方も参加できます。
- ご不明の点は、お気軽にお問い合わせください。

熊本県人吉市総務部 行財政改革課

TEL 0966-22-2111 (3231)

はじめに

- ◇ 人吉市では、下記の市有財産を一般競争入札により売却します。
- ◇ この入札に参加するためには、**事前に申込みが必要です**。
- ◇ 入札に参加することを希望する方は、この「入札案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。
- ◇ 一般競争入札による売却とは、複数の申込者が価格を競い合い、人吉市があらかじめ決めた最低売却価格（公表しません）以上で、最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

物件調書

所在地		人吉市寺町 2 1 番 2 1		
地 目		宅地		
地 積		2 0 0 . 2 3 m ²		
形 状		間口 約 5 . 3 m、奥行 約 2 4 . 0 m		
接面道路幅員及び接面状況		敷地西側が幅員約 1 6 mの市道（紺屋町東間線）に接面する。		
私道の負担等		なし		
法令制限	都市計画区域	都市計画区域内	用途地域	第 1 種住居地域
	建ぺい率	6 0 %	容積率	2 0 0 %
	防火地域等	建築基準法第 22 条区域	文化財保護	なし
交通機関		バス	新町バス停まで約 0 . 1 2 k m	
		鉄道		
公共施設等		人吉東小学校：約 1 . 4 k m 第一中学校：約 0 . 3 k m 人吉市役所：約 0 . 7 k m		
地域概要		住宅、店舗併用住宅、公共施設等が混在する住宅地域		
※ 現状有姿で引き渡します。 ※ 北西側に防火水槽があります。				

◎この調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査・確認を行ってください。

◇入札執行後、落札金額、落札者氏名、住所（法人にあっては所在地）を公表する場合があります。

一般競争入札による市有地売却の流れ

1 入札の公告

【公告日】令和 7 年 9 月 1 日（月）

2 入札参加の申込み 申込受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）～令和 7 年 9 月 22 日（月）午後5時まで

3 入札参加資格の審査・資格確認通知書発行

令和 7 年 9 月 24 日（水）～令和 7 年 9 月 26 日（金）

4 入札

令和 7 年 9 月 30 日（火） 午前11時から

場所：人吉市役所4階委員会室1

※事前に入札保証金を納付し、領収書をお持ちください。

（P8参照）

5 契約の締結 （入札日から7日以内）

契約締結期限 令和 7 年 10 月 6 日（月） ※午後5時まで

※契約締結時に契約保証金の納付が必要です。

6 売買代金の支払い （契約締結日から15日以内）

令和 7 年 10 月 20 日（月）までに売買代金を一括でお支払いください。

7 物件の引渡し・所有権移転登記

引渡しは原状のまま行います。

登記手続は市が行いますが、登録免許税等は落札者の負担となります。

1 入札参加の申込み

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

申込受付期間内（令和7年9月1日～令和7年9月22日）に

申込受付場所（人吉市総務部行財政改革課）にてお申し込みください。

申込資格

- 入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加いただけます。

ただし、下記の〔申込みができない方〕に該当する方は、申込みができません。

- 申込みをされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- 二名以上の共有名義で参加することもできます。

〔申込みができない方〕

- 1 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - （1）人吉市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）人吉市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が人吉市と契約を締結すること又は人吉市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、人吉市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由が無くて人吉市との契約を履行しなかった者
- 3 市税に滞納がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- 5 当該入札事務に従事する人吉市の職員

申込方法

○申込受付期間：令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 22 日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

○ 申込受付場所：人吉市役所 総務部行財政改革課

（人吉市西間下町字永溝 7 番地 1 人吉市役所本庁舎 3 階 電話 0966-22-2111 内線 3231）

申込みには、以下の書類が必要になります。

個人の場合	法人の場合
入札参加申込書・誓約書・印鑑証明書 身分証明書（市町村の発行する証明書） 市区町村税に滞納がない証明書 共有申込みの場合、共有者全員分の上記 資料と代表者選任届 外国人の方は外国人登録原票記載事項 証明書	入札参加申込書・誓約書 印鑑証明書・法人登記簿謄本 市区町村税に滞納がない証明書 （人吉市に本店・支店がない場合は本店所 在地の市区町村が発行するもの）

（持参される場合）

上記の書類を用意の上、申込受付期間内に人吉市総務部行財政改革課に提出してください。

（郵送される場合）

上記の書類を用意の上、申込受付期間内に**必着**となるよう**簡易書留**により下記へ送付してください。

郵送先：〒868-8601 人吉市西間下町字永溝 7 番地 1

人吉市総務部行財政改革課 施設マネジメント係 あて

※申込書により受付後、受付番号を付した申込書のコピーを受付書としてお渡し又は郵送しますので、入札日の受付の際にお持ちください。

※申込みの際に、入札保証金の納付方法について、詳しくご説明します。（P 8 参照）

2 入 札

日時・場所

入札及び開札を行う日時及び場所は、以下のとおりです。

(1) 日時

入札日時	対象物件	地目	地積
令和7年 9月30日(火) 午前11時	人吉市寺町21番21	宅地	200.23 m ²

なお、開札は入札終了後、直ちに行います。

(2) 場所

人吉市西間下町字永溝7番地1 人吉市役所本庁舎4階 委員会室1

受 付

・受付は上記入札日時の60分前から10分前まで行います。

受 付 時 間	受付場所
令和7年 9月30日(火) 午前10時から午前10時50分	本庁舎4階 委員会室1

※入札保証金は、誠実な入札参加者にのみ参加していただくため、納めていただくものです。

・受付時間に遅れた場合は、入札に参加しないものとみなし、入札に参加できませんので、ご注意ください。

・入札会場の都合により、入場できる方は「1申込みについて2名まで」とさせていただきます。ご了承ください。

入札当日持参していただくもの

(1) 入札参加申込書（申込みをして受付印が押印してあるもの）

(2) 入札保証金の領収書

(3) 印鑑

市有地一般競争入札参加申込書に押印したご本人の印鑑を持参してください。
ただし、代理人が入札参加する場合にはご本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。

(4) 委任状（代理の方が参加される場合のみ）

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、P 2 1 の委任状の様式を使用して作成し、提出してください。

☆印共有による申込みの場合は、P 2 0 の代表者選任届を提出してください。

(5) 入札書

当日にも入札用紙は配付しますが、あらかじめ入札書を作成しておく場合は、P 2 2 の様式を使用して作成し、ご持参いただいても結構です。
（様式は、市ホームページからもダウンロードできます。）

入札保証金の納付について

- 1 9月30日（火）の午前9時から午前10時30分までに本庁舎3階行財政改革課施設マネジメント係窓口にて納付書を受領後、本庁舎1階肥後銀行人吉支店派出所（会計課）にて納付してください。

※入札保証金の額は入札書に記載予定の金額（消費税相当額含む。）の100分の5以上となります。

- 2 納付後は、入札書提出時に、領収印のある領収書を入札書と一緒に封筒に入れて提出してください。

- 3 開札時に入札保証金の納付額の確認を行います。このとき**入札保証金が所定の額に達していなかった場合、その入札は無効となります**ので十分注意してください。

- 4 開札終了後、領収書はコピーし、原本をお返しいたします。

納付金額について

- ・ 入札保証金の金額は、入札者が見積る金額の100分の5以上となっていますが、第1回目の入札で落札しない場合には、再度入札を行いますので、再度入札があることを見越したうえで、[例]のように必要な金額を最初から納付するようにしてください。

入札会場での現金による入札保証金の追加納付はできません（入札保証金の額が入札金額の100分の5以上の額に達しない入札は、無効となります）。

[例] 次のとおり、最終的に15,000,000円まで入札する意思のある場合は、750,000円以上を納付するようにしてください。

	＜入札する金額＞		＜入札保証金＞
第1回目入札	10,000,000円	×5/100	500,000円
再度入札	15,000,000円	×5/100	750,000円
	納付金額		750,000円

入札保証金の返還について

入札保証金は、落札者の決定後（落札者の方には契約締結後）、次の方法により返還します。

必要事項を記載した「請求書」を行財政改革課施設マネジメント係に提出してください。その後、入札保証金をご指定の口座に還付します（入札保証金が還付されるまでには、一定期間を要しますので、あらかじめご了承ください）。

なお、落札者の方については、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができますので、希望する場合は申し出てください。

※入札参加者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について、支払いを請求することができません。

※落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効となったとき等を含む。）は、入札保証金は違約金となり、返金いたしません。

入札にあたっての注意事項

- 1 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。
- 2 入札書の金額記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 3 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- 4 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - （1）入札に参加する資格がない者のした入札
 - （2）入札参加申込をしなかった者がした入札
 - （3）1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合は、その全部の入札
 - （4）入札保証金を納付しない者、又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
 - （5）代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札

- (6) 1 物件につき、1 人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札、又は 1 人で 2 人以上の代理をした者の入札
- (7) 入札書の金額を訂正した入札
- (8) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思確認が不明瞭なため、識別しがたいもの
- (9) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと人吉市の職員が認める場合における全部の入札
- (10) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
- (11) 再度入札にあたり、直前の入札の最高価格以下の入札
- (12) 入札に関し、人吉市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか「入札案内書」及び「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

開札・落札者の決定方法

- 1 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った者のうち、人吉市の定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格を持って入札した者を落札者とします。
 - (2) 前号に該当する者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。
- 3 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは、最高入札金額を入札者にお知らせします。

再度入札

- 1 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
再度入札は 1 回のみ行います。
再度入札に参加できる方は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限りです。
- 2 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高入札金額を上回る額で入札してください。上回らない額の入札は無効となります。
- 3 再度入札しても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高価格をもって入札した方と市で協議し、最低売却価格以上の価格で随意契約をすることがあります。

3 契 約 の 締 結

契約の説明

○落札者に対しては、入札日の落札者決定後、直ちに契約手続の説明を行い、必要な書類を交付いたします。

○落札された方には、市有地売却申請書を提出していただきます。

契約の締結について

- 1 落札者は、令和7年10月6日（月）までに人吉市と市有地売買契約書により売買契約を締結しなければなりません。
売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
- 2 落札者が期限までに契約を締結しない時は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。
- 3 契約を締結する際には、売買代金の100分の10以上を契約保証金としてお支払いいただきます。なお、入札保証金は契約保証金に充当することができます。その場合差額をお支払いください。
- 4 売買契約書（人吉市保管用のもの1部）に添付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

4 売 買 代 金 の 支 払 い

- 1 売買代金は、令和7年10月20日（月）までにお支払いいただきます。契約保証金は売買代金に充当しますので、差額を市の発行する納入通知書によりお支払いください。
- 2 契約締結後、差額の支払いが期限までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。

5 引渡し・所有権の移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金全額の支払いが完了したときに移転するものとし、売却物件を現況により引き渡します。
- 2 所有権の移転登記は、売却物件の所有権が移転した後、買受者の請求に基づき市が行います。買受者の請求は所有権が移転した後 1 週間以内に行ってください。
- 3 所有権移転登記に必要な「登録免許税」は落札者の負担となりますので、必要となる金額の収入印紙をお届けください。
- 4 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 5 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

6 契 約 に 付 す 条 件

入札する物件については、売買契約書において次の制限が付されますので、ご注意ください。

- 1 「落札者は契約締結の日から 10 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途に供してはならない」こと。
- 2 「暴力団関連施設その他住民に著しく不安を与える施設の用途に供してはならない」こと。
- 3 「市は、契約締結後は随時に売買土地の使用状況等について実地調査をし、買受者に報告を求めることができる。買受者は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない」こと。
- 4 「落札者は、前 3 項の条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなければならない。」こと。

7 そ の 他 注 意 事 項

- 1 物件の引渡しは、原状のまま行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。
- 2 建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び県・市条例により指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関にご相談の上、了解しておいてください。
- 3 売買契約締結時から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件の滅失、き損が生じたときは、その損害は落札者の負担となります。
- 4 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- 5 落札物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。
- 6 その他この入札案内書に定めのない事項については、人吉市契約規則（昭和39年人吉市規則第4号）その他関係法令等の定めるところによります。

入札心得書

- 1 入札参加者は、「入札案内書」を熟読の上、入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し人吉市職員の指示に従ってください。
- 3 入札に参加するためには、事前に申込みが必要です。入札参加希望者は、公告で指定された入札申込期間内に公告で指示された場所に「入札参加申込書」を持参又は簡易書留による郵送により提出し、入札参加申込みをしてください。
- 4 (1) 入札参加者は、入札日の受付の際、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を提出してください。

(2) 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、お返しします。入札保証金の還付には一定期間を要します。落札者が納付した入札保証金は、契約締結に際し、契約保証金に充当することができます。
- 5 入札に参加することができる者は、第3項による入札参加申込みのうえ、入札日に受付手を完了し、入札開始時に人吉市役所4階委員会室1（入札室）に入室していた者としてします。
- 6 (1) 入札者は、指定の入札書に必要な事項を記載し、記名（法人にあっては商号名称及び代表者名）押印のうえ提出してください。（代理人にあっては、委任状に押印された代理人の印鑑を押印してください。）

(2) 提出済の入札書はいかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- 7 入札者は、入札に際し、入札案内書、物件調書、売買契約書、入札物件の法令上の規制等の全てを承知して入札するものとします。
- 8 入札参加者が談合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。
- 9 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
 - (2) 入札参加の申込みをしなかった者がした入札
 - (3) 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
 - (4) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
 - (5) 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札

- (6) 1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は1人で二人以上の代理をした者の入札
 - (7) 入札書の金額を訂正した入札
 - (8) 入札書の入札金額、氏名、(法人にあっては商号名称及び代表者名)の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
 - (9) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと人吉市職員が認める場合における全部の入札
 - (10) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
 - (11) 再度入札にあたり、直前の入札の最高価格以下の入札
 - (12) 入札に関し、人吉市職員の指示に従わなかった者の入札
 - (13) 郵送による入札
 - (14) 前各号に掲げるもののほか「入札案内書」及びこの「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 10 (1) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- (2) 開札した結果、落札者がいないときは直ちに1回を限度として再度入札を行います。
- (3) 落札者は、有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が市の定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者とします。
- (4) 前号に該当する者が2人以上ある時は、直ちにくじによって落札者を決定します。
- 11 (1) 落札者が、令和7年10月6日(月)までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。
- (2) 落札者は、売買契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければなりません。
- 12 (1) 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を市が交付する納入通知書により令和7年10月20日(月)までに納付しなければなりません。
- (2) 契約保証金は、前項の金額を前項の期限までに完納したときは、売買代金の一部に充当します。ただし、前号の金額を前号の期限までに完納しないときは、市に帰属することになります。
- 13 この入札心得書及び入札案内書に定めのない事項は、全て地方自治法、同法施行令、人吉市契約規則の定めるところにより処理します。

受付番号	※
------	---

入札参加申込書

令和 年 月 日

人吉市長 松岡 隼人 様

住所
又は所在地

申込人 氏名
又は名称 (印)

電話番号

入札案内書等の内容を承知の上、令和 7 年 9 月 30 日に実施される下記市有財産の一般競争入札への参加を申し込みます。

記

所在地
人吉市寺町21番21

(注意)

- 1 申込人は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
- 2 印鑑証明書(入札公告日以降に発行されたもの)を添付してください。
法人の場合は、別紙「役員一覧」も添付してください。
- 3 共同購入の場合は「代表者選任届」を添付してください。
- 4 市町村民税に滞納のない旨の証明書を1通添付してください。
- 5 申込みに当たっては、本書に必要事項を記入のうえ、受付窓口に持参されるか、簡易書留により送付してください。

【 郵送先及び受付窓口 】 〒868-8601 人吉市西間下町字永溝7番地1
人吉市総務部 行財政改革課 施設マネジメント係
【 問合せ先電話番号 】 0966-22-2111 内線(3231)

- 6 本書のコピーを、入札当日に受付へ提出してください。

※の付してある欄には記入しないでください。

※ 受付印

受付番号	※
------	---

入札参加申込書

令和 年 月 日

人吉市長 松岡 隼人 様

住所
又は所在地

申込入 氏名
又は名称 _____ (印)

電話番号

(共有名義の場合は以下にご記入ください)

住所
又は所在地

氏名
又は名称 _____ (印)

電話番号

入札案内書等の内容を承知の上、令和 7 年 9 月 30 日に実施される下記市有財産の
一般競争入札への参加を申し込みます。

記

所在地
人吉市寺町21番21

(注意)

- 1 申込人は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
- 2 印鑑証明書(入札公告日以降に発行されたもの)を添付してください。
法人の場合は、別紙「役員一覧」も添付してください。
- 3 共同購入の場合は「代表者選任届」を添付してください。
- 4 市町村民税に滞納のない旨の証明書を1通添付してください。
- 5 申込みに当たっては、本書に必要事項を記入のうえ、受付窓口を持参されるか、簡易書留により送付してください。

【 郵送先及び受付窓口 】

〒868-8601 人吉市西間下町字永溝7番地1
人吉市総務部 行財政改革課 施設マネジメント係

【 問合せ先電話番号 】

0966-22-2111 内線(3231)

- 6 本書のコピーを、入札当日に受付へ提出してください。

※の付してある欄には記入しないでください。

※ 受付印

誓 約 書

令和 年 月 日

人吉市長 松岡 隼人 様

申 込 者
(住 所)
(氏 名)
(商号・名称)

印

私は、下記の1から6の事項について誓約します。

仮に、下記事項1から6に該当した場合は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について何ら異存はありません。

なお、入札参加資格又は市有財産購入申込資格の確認のため、申込者（法人の場合は役員等を含む。）について貴市が熊本県警察本部に照会することに同意します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項（別紙ア）に該当していません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号（別紙ア）に該当していません。
- 3 自己又は自社の役員等（注）は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（別紙イ）ではありません。
（注）役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。
- 4 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者ではありません。
- 5 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - （1）暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - （2）自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - （3）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - （4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （5）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 6 前記3から5に該当する者の依頼を受けて申込みしようとする者ではありません。

ア【地方自治法施行令】

(一般競争入札の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- ⑦ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

イ【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

② 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

⑥ 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

代 表 者 選 任 届

令和 年 月 日

人吉市長 松岡 隼人 様

私たちは、人吉市所有の下記物件の共同購入にあたり代表者として

(住所)

(氏名)

を選任し、入札又は市有財産購入申込に関する一切の行為を代表させます。
なお、債務は各自連帯して負担します。

記

1 共同購入しようとする物件

所在地(地番)	地 目	地積(m ²)
人吉市寺町21番21	宅 地	200. 23

2 購入申込者

住 所	氏 名	印

委任状

令和 年 月 日

入札者（委任者） 住所

氏名
又は名称

印

私は、下記の者を代理人と定め、令和 7 年 9 月 30 日に実施される下記市有財産の一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記 対象物件
人吉市寺町21番21

代理人（受任者） 住所

ふりがな

氏名

印

電話番号

人吉市長 松岡 隼人 様

（注）

- 1 入札者(委任者)の印鑑は、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
- 2 代理人(受任者)はこの委任状に押印した印鑑を必ず入札において使用しなければなりません。

入札書

人吉市長 松岡 隼人 様

令和 年 月 日

一般競争入札による市有地の売却について、入札案内書等を承諾の上、
下記の土地について、入札します。

■ 物件の表示

所在地
人吉市寺町21番21

■ 入札金額

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札者（委任者） 住所

氏名
又は名称

印

代理人（受任者） 住所

氏名

印

（記載上の注意）

- 1 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 2 入札者本人が入札する場合は入札者の住所、氏名を記名し押印（入札参加申込書に押印した印鑑）してください。代理人欄は空欄で結構です。
- 3 代理人が入札する場合は、入札者（委任者）の住所、氏名を記入した上で、代理人の住所、氏名を記入し、代理人が押印（委任状に押印した印鑑）してください。
- 4 入札金額は消費税相当額を含んだ金額で記入してください。
※適格証明書（インボイス）の対象外です。